

証券コード 4998
2021年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美倉町11番地

フマキラー株式会社

代表取締役社長 大 下 一 明

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日(水曜日) 午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
当社広島工場会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新の件

第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

新型コロナウイルス感染症の対応について

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒剤の設置等感染予防のための措置を講じてまいります。
- 本株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、当日は、マスクの着用にご協力をお願い申し上げます。また受付にて検温を実施させていただきます。体調不良と思われる株主様には入場をお断りする場合がありますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。
- 多くの株主様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。本株主総会会場につきましては、間隔を空けて席を配置しますので、通常より席数が少なくなっております。本総会にご出席を検討されている方におかれましては、当日の出席はご遠慮いただき、郵送での議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して行う予定です。
- なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきますので、ご確認ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fumakilla.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会当日は、軽装でご来場くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましても、ノーネクタイのクールビズスタイルを励行させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に消費が低迷しました。経済活動の段階的再開で一時は回復の兆しが見られたものの、感染症の断続的な拡大により再び緊急事態宣言が発令されるなど、依然として厳しい状況が続いております。世界経済においても、ワクチン接種の進む一部地域では経済活動の再開による回復の兆しがみられるものの、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、コア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品の成長カテゴリーに新価値創造型新製品を積極的に投入し、既存事業の強化・育成を図るとともに、コストダウンや経費の効率的な運用等による利益構造の改革及び海外事業の強化拡大等の課題に努めてまいりました。

その結果、連結売上高は前年同期比9.1%増の485億32百万円(為替変動の影響を除くと12.2%増)となりました。

国内売上は、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、その他の各部門とも増収となりました。殺虫剤はコロナ禍による在宅勤務や外出の自粛要請など新しい生活様式の広まりにより、身近な日用品の需要が高まったことから市場全体が好調に推移し、当社の殺虫剤売上は前年同期比10.0%の大幅な増収となりました。加えて新型コロナウイルス感染症の対策としてアルコール除菌剤の需要が急激に拡大し増産体制をとった結果、家庭用品売上は前年同期比64.1%増と急激に増加しました。その結果、国内合計の売上は前年同期比14.6%増の279億82百万円となりました。一方、海外売上は、販売・製造ともに新型コロナウイルス感染症の影響が最小限であったことから、各国とも現地通貨ベースで堅調に推移し、円貨ベースでは円高の影響を受けましたが、前年同期比2.4%増の205億49百万円(為替変動の影響を除くと9.3%増)となりました。

次に、売上原価ですが、前年同期より15億67百万円増の329億58百万円となりました。その結果、売上原価率は67.9%で、前年同期より2.7ポイント低下しました。売上原価率の低下要因は、利益性の高い商品の売上構成が増加したことやコストダウン等によるものです。

これらの結果、売上総利益は155億73百万円（前年同期比18.9%増）となり、返品調整引当金調整後の差引売上総利益は、155億56百万円（前年同期比18.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、コロナによる緊急事態宣言の解除後から徐々に通常の営業活動に戻っていった中で、広告宣伝を積極的に行いブランドの浸透を図ったことから経費が増加し、前年同期比6.1%増の119億95百万円となりました。

これらの結果、営業利益は35億60百万円（前年同期比99.4%増）、経常利益は38億52百万円（前年同期比90.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、23億21百万円（前年同期比201.5%増）となりました。

次に、商品部門別の概況についてご報告申し上げます。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
殺虫剤	32,695	34,452	1,756	5.4
家庭用品	2,853	4,683	1,830	64.1
園芸用品	2,681	3,079	397	14.8
防疫剤	1,629	1,561	△68	△4.2
その他	4,626	4,755	129	2.8
合計	44,485	48,532	4,046	9.1

殺虫剤部門

殺虫剤部門は、国内の殺虫剤市場はコロナ禍における在宅勤務や外出の自粛要請など新しい生活様式の広まりにより、自宅での生活時間が長くなったことから、身近な日用品の需要が高まった中で市場全体が好調に推移しました。また継続的なプロモーション活動を実施したことや最盛期の天候の後押しもあり返品が減少いたしました。加えて前期は4月～6月の天候不順の影響から市場全体が縮小した影響を受けて売上が減少したため、その反動も含めて前年同期比10.0%の大幅な増収となりました。

一方、海外におきましては、東南アジア各国のいずれにおいても現地通貨ベースで前期を上回り、円高の影響を受けましたが、最終的な円貨ベースでは前年同期比2.4%の増収となりました。

これらにより、国内及び海外の殺虫剤合計の売上高は前年同期比5.4%増の344億52百万円（前年同期比17億56百万円増）となりました。

家庭用品部門

家庭用品部門は、新型コロナウイルス感染症の対策として、主力のアルコール除菌剤の需要が急拡大し出荷が大きく伸長いたしました。加えて、花粉関連商材において直前期に販売した商品の返品が減少した結果、家庭用品合計の売上高は前年同期比64.1%増の46億83百万円（前年同期比18億30百万円増）となりました。

園芸用品部門

園芸用品部門は、新しい生活様式の広まりの中で家庭園芸を楽しむ方が増えたことにより、主力の殺虫殺菌剤や不快害虫用殺虫剤の売上が伸長しました。また除草剤も引き続き売上が好調に推移した結果、園芸用品合計の売上高は、前年並みとなる前年同期比14.8%増の30億79百万円（前年同期比3億97百万円増）となりました。

防疫剤、その他の部門

防疫剤部門の売上高は、15億61百万円（前年同期比68百万円減、4.2%減）となりました。

その他の部門の売上高は、子会社のフマキラー・トータルシステム(株)のシロアリ施工工事が好調で、47億55百万円（前年同期比1億29百万円増、2.8%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、当社広島工場内に建設いたしました新しい開発棟及び新製品関連の生産設備並びに金型等、総額34億60百万円の投資を行い、所要資金は自己資金で充たいたしました。

(3) 企業集団が対処すべき課題

今後の国内外の景気につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が続いており、厳しい経営環境が続くと予想しております。このような状況の中、当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもと、激変するグローバル環境に対応しながら、国内外市場での継続的な事業の拡大と堅固な収益基盤を確立するために、以下のような経営課題に取り組んでまいります。

(日本のフマキラーグループの課題)

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、人々の命・暮らし・環境を守る商品を提供しております。これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量をできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、現在、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するために、当社広島工場内に新しい開発棟及び生産設備であるブレーンズ・パークの建設・拡充を進めています。

また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策等消費者の生活シーンに安心安全を提供する製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

(海外のフマキラーグループの課題)

世界では害虫が媒介する感染症によって健康が損なわれ多くの命が奪われています。当社グループは持てる経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコの子会社で製造販売または販売を行っています。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

海外商品の研究開発は、日本以外にインドネシア、マレーシアの開発拠点で行っておりますが、インドネシアで建築を進めていた新研究開発棟が完成し、6月より稼働を開始しています。この新しい施設を活用し、海外での研究開発をさらに強化していきます。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

(収益力と財務状況の改善)

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

(エステー株式会社との協業の推進)

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつあります。引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値及び株主共同利益の向上に努めてまいります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 (2017.4~2018.3)	第 70 期 (2018.4~2019.3)	第 71 期 (2019.4~2020.3)	第 72 期 (2020.4~2021.3) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	47,740,096	41,243,165	44,485,939	48,532,198
経 常 利 益 (千円)	2,688,698	1,332,482	2,021,586	3,852,727
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,735,351	693,756	770,075	2,321,698
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	123円10銭	42円09銭	46円72銭	140円86銭
総 資 産 (千円)	44,678,072	42,180,766	39,826,214	46,172,505
純 資 産 (千円)	17,664,008	17,028,338	17,165,599	19,823,520

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主要な事業内容
日 広 産 業 株 式 会 社	30,000千円	99.8%	家庭用品、園芸用品の製造
大 下 製 薬 株 式 会 社	10,000千円	85.0%	殺虫剤、家庭用品の製造
フマキラー・トータルシステム株式会社	160,000千円	50.0%	防疫剤の販売
F S ブ ル ー ム 株 式 会 社	90,000千円	100.0%	種苗、花卉製品の製造販売
P T . F U M A K I L L A I N D O N E S I A	10,758千米ドル	80.0%	殺虫剤の製造販売
F U M A K I L L A I N D I A P R I V A T E L I M I T E D	75,000千ルピー	99.9%	殺虫剤の販売
F U M A K I L L A A M E R I C A , S . A . D E C . V .	9,259千ペソ	99.9%	殺虫剤の販売
F u m a k i l l a A s i a S d n . B h d .	75,682千リンギット	100.0%	東南アジアにおける間接所有 子会社の統括管理
F u m a k i l l a M a l a y s i a B h d .	40,647千リンギット	99.7%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a V i e t n a m P t e . , L t d .	8,000千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a (T h a i l a n d) L t d .	220,000千バーツ	100.0%	殺虫剤の製造販売
P T . F U M A K I L L A N O M O S	8,365千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売
F u m a k i l l a M y a n m a r L i m i t e d	6,300千米ドル	100.0%	殺虫剤の製造販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品、防疫剤の製造販売を主な事業内容としております。

(7) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

【国内拠点】

① 当社

本店：東京都千代田区

支店：首都圏支店：東京都千代田区

中部支店：愛知県名古屋市

関西支店：大阪府吹田市

中四国支店：広島県広島市

九州支店：福岡県福岡市

工場：広島工場：広島県廿日市市

② 日広産業株式会社

本社工場：広島県広島市

③ 大下製薬株式会社

本社工場：広島県廿日市市

④ フマキラー・トータルシステム株式会社

本店：東京都千代田区

⑤ F S ブルーム株式会社

本店：東京都千代田区

【海外拠点】

① PT.FUMAKILLA INDONESIA、PT.FUMAKILLA NOMOS：インドネシア

② FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED：インド

③ FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.：メキシコ

④ Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.：マレーシア

⑤ Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.：ベトナム

⑥ Fumakilla (Thailand) Ltd.：タイ

⑦ Fumakilla Myanmar Limited、Vape Myanmar Limited.：ミャンマー

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,312名	104名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 従来、一部の国の非正規社員を使用人数に含めておりましたが、当連結会計年度より算定方法の変更を行い、使用人数から除いております。なお、前連結会計年度末比増減については、当連結会計年度の算定方法により算定した前連結会計年度の使用人数と比較をしております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
217名	6名減	41.5歳	15.2年

(注) 使用人数は当社への受入出向者を含む就業員数であり、他社への出向者(32名)を含まず、また嘱託、契約社員、パートタイマー149名(当事業年度中の平均在籍人員)も含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,640
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,360
株 式 会 社 も み じ 銀 行	880
株 式 会 社 中 国 銀 行	630
株 式 会 社 四 国 銀 行	200
株 式 会 社 伊 予 銀 行	200
り そ な プ ル ダ ニ ア 銀 行	139

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,490,000株
(自己株式8,036株を含む。)

- (3) 株主数 14,964名

- (4) 大株主（上位10名）

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株主名	持株数 千株	持株比率 %
エス テー 株 式 会 社	1,728	10.49
公 益 財 団 法 人 大 下 財 団	1,327	8.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	639	3.88
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	580	3.52
株 式 会 社 広 島 銀 行	574	3.49
大 下 産 業 株 式 会 社	561	3.41
住 友 化 学 株 式 会 社	433	2.63
福 山 通 運 株 式 会 社	300	1.82
大 下 一 明	261	1.59
大 下 俊 明	233	1.41

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	大 下 俊 明	大下産業㈱代表取締役社長
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	大 下 一 明	
取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役)	大 下 宜 生	業務全般及び国内営業管掌
専 務 取 締 役	下 中 正 博	国際本部長 Fumakilla Malaysia Bhd. 代表取締役副会長 Fumakilla Asia Sdn.Bhd. 代表取締役副会長
常 務 取 締 役	加 藤 孝 彦	国内営業本部長
取 締 役	井 上 裕 章	広島工場長兼生産本部長 日広産業㈱代表取締役専務 大下製薬㈱代表取締役社長
取 締 役	力 石 敬 三	国際副本部長 PT.FUMAKILLA NOMOS 代表取締役社長 Fumakilla (Thailand) Ltd. 代表取締役会長
取 締 役	村 元 俊 亮	国際副本部長 Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd. 会長
取 締 役	郷 原 和 哉	管理本部長
取 締 役	山 崎 聡	開発本部長
取 締 役	中 野 佳 信	
取 締 役	山 下 勝 也	
取 締 役	国 富 純	
取 締 役	武 井 康 年	広島総合法律会計事務所弁護士
取 締 役	三 宅 稔 子	小森法律事務所弁護士
取 締 役	吉 島 亨	大下産業㈱顧問
常 勤 監 査 役	田 辺 由 來 夫	
監 査 役	嶋 田 洋 秀	
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	早稲田公認会計士事務所公認会計士
監 査 役	菊 池 欣 也	

- (注) 1. 取締役中野佳信氏、山下勝也氏、国富純氏、武井康年氏、三宅稔子氏及び吉島亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役早稲田幸雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役中野佳信氏、山下勝也氏、国富純氏、武井康年氏、三宅稔子氏、監査役早稲田幸雄氏及び菊池欣也氏は、東京証券取引所が規定する独立役員であります。
5. 当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は法令が定める項のいずれか高い額、監査役については300万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は、以下のとおりです。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意諮問機関である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、年1回支給する「賞与」で構成され、「賞与」は、当該事業年度の提出会社の当期純利益及びその他諸般の事情を勘案して支給総額を決定しております。当該指標を採用している理由としましては、当期純利益が企業の収益力や企業価値を評価する基準として一般的に定着している適切な指標と考えられることから、当該指標を業績連動報酬に係る指標として選択しております。

各取締役への配分については、当社の定める基準に基づき、取締役会で決議することとしております。

c.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

なお、業績連動報酬等の各取締役への配分については、当社の定める基準に基づいて算出した金額を基に、取締役会で決議することとしております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	367	297	69	－	18
(うち社外取締役)	(31)	(24)	(6)	(－)	(6)
監 査 役	39	31	7	－	4
(うち社外監査役)	(13)	(10)	(2)	(－)	(2)
合 計	406	329	77	－	22
(うち社外役員)	(44)	(35)	(8)	(－)	(8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の取締役の員数は16名（うち社外取締役6名）であります。
3. 監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第71期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会決議時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）であります。
4. 基本報酬の額には当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額48百万円（取締役16名に対し46百万円（うち社外取締役6名に対し4百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。
5. 業績連動報酬等は、第72期定時株主総会において決議予定の、役員賞与であります。
6. 業績連動報酬等の業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由並びに算定方法はイ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等b.業績連動報酬等に関する方針に記載のとおりであります。なお、当該指標となる当事業年度における当期純利益の実績は1,390百万円であります。
7. 上表には2020年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労引当金

2020年6月26日開催の第71期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した2名の取締役に對し役員退職慰労金として54百万円を支給しています。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	中 野 佳 信	2020年6月26日就任以降の当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	山 下 勝 也	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	国 富 純	2020年6月26日就任以降の当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	武 井 康 年	2020年6月26日就任以降の当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	三 宅 稔 子	2020年6月26日就任以降の当事業年度開催の取締役会9回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	吉 島 亨	当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	早 稲 田 幸 雄	当事業年度開催の取締役会10回、監査役会6回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	菊 池 欣 也	当事業年度開催の取締役会10回、監査役会6回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT.FUMAKILLA INDONESIA、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、PT.FUMAKILLA NOMOSは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「フマキラー・グループ行動規範」、「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ・取締役及び監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
- ・法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフ コンプライアンス オフィサー）を設置しています。
- ・万一、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる「内部通報窓口」を社内外に設置し、社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス対策チーム」にて速やかに事実関係を調査する体制を構築しております。
- ・内部監査につきましては、内部監査部門の総合統括部が、適宜内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。
- ・取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。
- ・取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、適宜各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。
- ・万一、当社の経営に重要な影響を及ぼす恐れのある危機が発生した場合は、「危機管理基本規程」に従い、「危機管理対策本部」にてリスクの状況や対処方法等を検討することとしています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。
- ・役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。
- ・「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、速やかな意思決定と実行が可能となる体制としています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当社グループにおける子会社管理のポリシーについて定めています。当社は、このポリシーに基づき、子会社から月次の業績、財務状況その他重要な情報について報告を受け、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。
- ・内部監査部門による当社および子会社各社の内部統制監査において、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行っております。
- ・総合統括部は当社及び子会社に対する監査を適宜行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。
- ・「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。
- ・子会社に対し、親会社から必要な人員を出向させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制としています。

- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役は監査補助人として総合統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総合統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総合統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。
- (7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役会に報告をするための体制、その他当社の監査役への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。
 - ・ 内部監査部門の総合統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。
 - ・ 内部通報窓口を総合統括部内・監査役室に加え外部（弁護士）にも設置しております。また、内部通報制度の継続的な研修・周知を行い内部通報体制の強化を図っております。
 - ・ なお、当社は、当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じることとしております。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。

(10) 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

- ・当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」、「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。
- ・また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コーポレートガバナンス体制

- ・当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、2019年6月27日開催の取締役会において指名・報酬諮問委員会を設置することを決議し、併せて社外取締役及び監査役6名の委員を選任致しました。
- ・指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性等を強化することを目的とした審議を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- ・当社は、「フマキラー・グループ行動規範」・「フマキラー・グループ行動規範ガイドブック」を取締役及びグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。
- ・内部監査部門の総合統括部が当社の本社、支店、工場及び海外子会社に対し内部監査を行い、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。
- ・さらに、コンプライアンス推進の組織体制強化として、全社的なコンプライアンス活動全般の最高責任者としてCCO（チーフ コンプライアンス オフィサー）を設置するとともに、コンプライアンスの啓発活動や違反・疑惑等に対応する体制と役割を明確にしております。
- ・また、法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報できる内部通報窓口として、総合統括部内に設置している内部通報窓口と監査役会が受ける内部通報窓口に加えて社外にも通報窓口を設置し、通報者の匿名性を担保できるよう内部通報体制の強化を図りました。社員から通報があったときは、総合統括部や外部専門家および社内関連メンバーで構成する「コンプライアンス事務局対策チーム」にて直ちに事実関係を調査する体制を構築しております。

(3) リスク管理体制

- ・当社は、取締役会及び経営会議において、グループを取り巻く外部経営環境の動向や経営状況を分析し、リスクに対する意思決定を行っております。
- ・内部監査部門の総合統括部が、各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

(4) 効率的な職務執行体制

- ・当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を10回開催し、取締役の職務の執行状況を報告するとともに、取締役が相互に監督を行っています。
- ・このほかに、経営会議規程に基づき、原則月1回開催する経営会議を14回開催し、効率的でスピーディな経営に努めています。
- ・海外子会社の運営につきましては、海外戦略会議を年1回開催し、当社及び海外子会社の経営陣とで各国の経営環境や事業の状況等について議論し、今後の方針を決定しております。

(5) 監査役の監査体制

- ・当社の監査役会は、監査役会規程に基づき監査役会を6回開催し、監査に関する重要な事項について協議を行い決議しました。
- ・また、当社の取締役会及び経営会議、海外戦略会議等の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するとともに、決裁後の稟議書等重要な文書を確認しております。
- ・なお、監査役の監査や監査役会の運営に必要な費用は予算化され、適切に手続きしております。
- ・監査役は海外現地法人を含む子会社の往査を行い必要な調査を行っています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

- ・当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。
 - ・そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。
 - ・こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。
 - ・当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。
- ※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

- ・当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社7社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。
- ・当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。
- ・特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

- ・また、ウイルス・細菌・アレルギーなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。
- ・当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。
- ・このように当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。
- ・また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組み

- ・当社は、2018年5月16日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月28日開催の第69期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。
- ・現プランの有効期間は、2021年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。
- ・その間、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。
- ・かかる検討の結果、当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の当社第72期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）として継続することを決議いたしました。
- ・なお、更新後の本プランは、現プランに語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えておりますが、いずれも軽微なもので、基本的な内容に大きな変更はございません。
- ・本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様によって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。

- ・大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。
- ・本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。
- ・また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。
- ・その他本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト
(アドレス<https://www.fumakilla.co.jp/corporate/2021/05/20210521-bouei.pdf>) をご参照下さい。

(4) 上記の取組みについての取締役会の判断

- ・当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。
- ・また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。
- ・しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。
- ・当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。
- ・なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,866,167	流 動 負 債	24,112,233
現金及び預金	6,578,216	支払手形及び買掛金	6,010,216
受取手形及び売掛金	12,109,578	電子記録債権	3,561,917
電子記録債権	193,471	短期借入金	7,264,594
商品及び製品	5,738,228	リース債権	66,072
仕掛品	974,157	未払金	4,044,370
原材料及び貯蔵品	2,692,483	未払法人税等	855,369
その他の	1,581,451	賞与引当金	618,865
貸倒引当金	△1,419	役員賞与引当金	77,200
固 定 資 産	16,306,337	売上割戻引当金	362,212
有 形 固 定 資 産	8,466,327	返品調整引当金	654,039
建物及び構築物	2,249,587	自主回収関連引当金	9,936
機械装置及び運搬具	1,653,235	その他の	587,437
工具・器具及び備品	393,902	固 定 負 債	2,236,751
土地	747,126	リース債権	154,791
リース資産	31,864	繰延税金負債	825,557
使用権資産	633,091	退職給付に係る負債	658,017
建設仮勘定	2,757,520	役員退職慰労引当金	534,885
無 形 固 定 資 産	1,513,932	その他の	63,499
のれん	654,626	負 債 合 計	26,348,984
商標権	522,206	(純資産の部)	
その他の	337,098	株 主 資 本	16,913,573
投 資 そ の 他 の 資 産	6,326,077	資 本 金	3,698,680
投資有価証券	5,726,924	資 本 剰 余 金	4,797,189
繰延税金資産	200,456	利 益 剰 余 金	8,424,609
退職給付に係る資産	47,572	自 己 株 式	△6,905
その他の	488,830	その他の包括利益累計額	1,659,093
貸倒引当金	△137,706	その他有価証券評価差額金	2,356,143
資 産 合 計	46,172,505	為替換算調整勘定	△606,476
		退職給付に係る調整累計額	△90,573
		非支配株主持分	1,250,852
		純 資 産 合 計	19,823,520
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,172,505

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	48,532,198
売上戻金	32,958,857
売上差引	15,573,340
売上戻金	637,032
売上戻金	654,039
売上差引	15,556,334
売上差引	11,995,715
売上差引	3,560,619
売上差引	213,605
売上差引	39,133
売上差引	65,920
売上差引	16,030
売上差引	138,288
売上差引	472,978
売上差引	37,760
売上差引	95,968
売上差引	30,694
売上差引	16,445
売上差引	180,869
売上差引	3,852,727
売上差引	854
売上差引	4,125
売上差引	4,980
売上差引	20,141
売上差引	5,314
売上差引	4,062
売上差引	3,594
売上差引	64,765
売上差引	9,936
売上差引	107,815
売上差引	3,749,892
売上差引	1,228,592
売上差引	△107,596
売上差引	1,120,995
売上差引	2,628,897
売上差引	307,198
売上差引	2,321,698

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,698,680	4,797,107	6,464,170	△6,007	14,953,950
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△329,648		△329,648
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,321,698		2,321,698
自 己 株 式 の 取 得				△957	△957
自 己 株 式 の 処 分		81		60	141
連結範囲の変動に伴う 剰 余 金 の 増 減			△31,610		△31,610
連結範囲の変動に伴う為替 換 算 調 整 勘 定 の 増 減					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	81	1,960,438	△897	1,959,623
当 期 末 残 高	3,698,680	4,797,189	8,424,609	△6,905	16,913,573

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,654,685	△433,882	△72,660	1,148,142	1,063,506	17,165,599
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△329,648
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2,321,698
自 己 株 式 の 取 得						△957
自 己 株 式 の 処 分						141
連結範囲の変動に伴う 剰 余 金 の 増 減						△31,610
連結範囲の変動に伴う為替 換 算 調 整 勘 定 の 増 減		27,737		27,737		27,737
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	701,458	△200,331	△17,912	483,214	187,346	670,560
連結会計年度中の変動額合計	701,458	△172,593	△17,912	510,951	187,346	2,657,921
当 期 末 残 高	2,356,143	△606,476	△90,573	1,659,093	1,250,852	19,823,520

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 17社

主要な連結子会社の名称 日広産業株式会社、フマキラー・トータルシステム株式会社、大下製薬株式会社、FSブルーム株式会社、PT. FUMAKILLA INDONESIA、FUMAKILLA INDIA PRIVATE LIMITED、FUMAKILLA AMERICA,S.A.DE C.V.、Fumakilla Asia Sdn.Bhd.、Fumakilla Malaysia Bhd.、Fumakilla Vietnam Pte.,Ltd.、Fumakilla (Thailand) Ltd.、PT. FUMAKILLA NOMOS、Fumakilla Myanmar Limited
FSブルーム株式会社を新規に設立したため、また、Fumakilla Myanmar Limitedは重要性が増したため、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称 FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社
(連結の範囲から除いた理由)

FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社は、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)は僅少で、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

(非連結子会社) FUMAKILLA QUIMICA BRASIL LTDA.他2社

(関連会社) 大下産業株式会社、PT.OSIMO INDONESIA、他2社

上記持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、12月31日を決算日としている海外子会社(13社)を除き、親会社と同じであります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日を決算日としている子会社においては、同日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品を除くたな卸資産 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は、主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3年～50年、機械装置及び運搬具は2年～11年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 7～20年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 売上割戻引当金

販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるため、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。

⑤ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑦ 自主回収関連引当金 製品の自主回収に伴う支出に備えるため、損失見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ② のれんの償却に関する事項
- のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、のれんの金額が僅少の場合には発生年度に全額償却することとしております。
- ③ 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品及び製品 5,738,228千円

商品及び製品の評価については、売価から販売直接経費を除いた正味売却価額を用いて見積っております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品については、一定の回転期間を超えた商品及び製品について、定期的に帳簿価額を切り下げております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の売価及び販売直接経費の金額や営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品の対象が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関しては、当社グループでは、各事業拠点において、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、生産及び販売への影響は限定的でありました。

しかし、本感染症は、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当社グループでは、当社グループが把握している情報をもとに、翌連結会計年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,933,681千円 |
| (2) 受取手形割引高 | 12,731千円 |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 16,490,000株
- (2) 当連結会計年度に行った剰余金の配当
① 当連結会計年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	329,648	20	2020年3月31日	2020年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	395,567	24	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務、並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクがありますが、短期の支払期日のみであります。

なお、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により流動性リスクを管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,578,216	6,578,216	－
(2) 受取手形及び売掛金	12,109,578	12,109,578	－
(3) 電子記録債権	193,471	193,471	－
(4) 投資有価証券	5,503,773	5,503,773	－
資産合計	24,385,039	24,385,039	－
(1) 支払手形及び買掛金	6,010,216	6,010,216	－
(2) 電子記録債務	3,561,917	3,561,917	－
(3) 短期借入金	7,264,594	7,264,594	－
(4) 未払金	4,044,370	4,044,370	－
負債合計	20,881,099	20,881,099	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金及び(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	223,151

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
(1) 現金及び預金	6,578,216	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,109,578	—	—	—
(3) 電子記録債権	193,471	—	—	—
(4) 投資有価証券	—	—	—	—
金銭債権及び満期のある 有価証券合計	18,881,266	—	—	—
(1) 短期借入金	7,264,594	—	—	—
有利子負債合計	7,264,594	—	—	—

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 1,126円85銭

(2) 1株当たり当期純利益 140円86銭

【重要な後発事象に関する注記】

(子会社による事業譲受)

当社連結子会社であるF S ブルーム株式会社は、2021年3月31日開催の取締役会決議に基づきシンジェンタジャパン株式会社のフラワー事業（以下「本事業」といいます）を譲り受けいたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 事業譲受の目的

当社は、日本における現状の本事業の事業規模に鑑み、本事業を、当社グループが構築している各販売チャネルでのガーデニング製品と同時提案することにより、本事業と当社グループが今後さらに発展できると判断したことから、本事業の譲り受けを決定いたしました。

(2) 相手先企業の名称及び事業内容

相手先の名称 シンジェンタジャパン株式会社

事業の内容 フラワー事業

(3) 企業結合日

2021年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合の名称

当社の連結子会社であるF S ブルーム株式会社を事業取得企業としております。

2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点で算定中であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点で算定中であります。

5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点で算定中であります。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,581,082	流動負債	19,502,127
現金及び預金	681,519	支払手形	909,941
受取手形	143,117	買掛金	3,050,138
売掛金	7,787,301	短期借入金	3,586,649
電子記録債権	142,239	短期借入金	7,100,000
商品及び製品	5,090,706	未払法人税等	7,331
仕掛品	888,771	未払法人税等	2,437,010
原材料及び貯蔵品	1,471,898	前受り引当金	481,947
前渡金	13,540	役員賞与引当金	13,486
前払費用	208,110	賞与引当金	23,884
未収入金	907,639	賞与引当金	77,200
その他の引当金	247,115	売上割戻引当金	391,141
貸倒引当金	△878	返品調整理引当金	362,212
固定資産	19,406,940	自主回収関連支払手形	654,039
有形固定資産	5,192,995	設備関係等の	9,936
建物	995,654	固定負債	397,206
構築物	318,199	繰延税金負債	1
機械及び装置	601,877	繰延税金負債	428,233
車両及び運搬具	17,618	役員退職慰労引当金	490,438
工具・器具及び備品	330,685	繰延税金負債	25,284
土地	592,288	繰延税金負債	21,141
リース資産	32,615	繰延税金負債	10,057
建設仮勘定	2,304,055	負債合計	20,477,282
無形固定資産	152,617	(純資産の部)	
商標	2,520	株主資本	14,154,596
電話加入権	5,943	資本剰余金	3,698,680
ソフトウェア	144,153	資本剰余金	5,585,133
投資その他の資産	14,061,327	資本準備金	600,678
投資有価証券	5,616,149	その他の資本剰余金	4,984,454
関係会社株	8,243,077	利益剰余金	4,877,688
長期前払費用	35,425	利益剰余金	4,877,688
前払年金費用	82,560	固定資産圧縮積立金	837
その他の引当金	104,899	別途積立金	3,340,000
貸倒引当金	△20,784	繰越利益剰余金	1,536,850
資産合計	36,988,023	自己株式	△6,905
		評価・換算差額等	2,356,143
		その他有価証券評価差額金	2,356,143
		純資産合計	16,510,740
		負債・純資産合計	36,988,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,870,362
売上原価	17,654,850
売上総利益	8,215,512
返品調整引当金戻入	637,032
返品調整引当金繰入	654,039
差引売上総利益	8,198,506
販売費及び一般管理費	7,160,884
営業利益	1,037,621
営業外収入	455,548
受取利息及び配当金	36,147
不動産賃貸収入	404,410
技術指導収入	60,436
その他	956,542
営業外費用	14,861
支払利息	95,578
売上割	3,793
その他	114,233
経常利益	1,879,930
特別利益	4,125
投資有価証券売却益	4,125
特別損失	20,100
固定資産除売却損	5,314
投資有価証券評価損	3,594
役員退職慰労金	4,062
関係会社株式評価損	64,765
製品自主回収関連費用	9,936
自主回収関連引当金繰入	107,774
税引前当期純利益	1,776,281
法人税、住民税及び事業税	485,179
法人税等調整額	△99,889
当期純利益	1,390,991

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	3,698,680	600,678	4,984,373	5,585,051	1,481	3,540,000	274,863	3,816,345
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△329,648	△329,648
当 期 純 利 益							1,390,991	1,390,991
固定資産圧縮積立金の取崩					△644		644	－
別途積立金の取崩						△200,000	200,000	－
自己株式の取得								
自己株式の処分			81	81				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	81	81	△644	△200,000	1,261,987	1,061,343
当 期 末 残 高	3,698,680	600,678	4,984,454	5,585,133	837	3,340,000	1,536,850	4,877,688

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△6,007	13,094,068	1,654,685	1,654,685	14,748,754
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△329,648			△329,648
当 期 純 利 益		1,390,991			1,390,991
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
別途積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△957	△957			△957
自己株式の処分	60	141			141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			701,458	701,458	701,458
当 期 変 動 額 合 計	△897	1,060,527	701,458	701,458	1,761,986
当 期 末 残 高	△6,905	14,154,596	2,356,143	2,356,143	16,510,740

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

貯蔵品を除くたな卸資産

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 売上割戻引当金

販売した製商品の将来発生する売上割戻に備えるものであって、割戻対象となる売上高に直近の実績をもととして計算した割戻率を乗じて計上しております。

⑤ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品率及び売買利益率等の実績をもとに必要額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑧ 自主回収関連引当金

製品の自主回収に伴う支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更にに関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

商品及び製品 5,090,706千円

商品及び製品の評価については、売価から販売直接経費を除いた正味売却価額によって見積っております。また、営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品については、一定の回転期間を超えた商品及び製品について、定期的に帳簿価額を切り下げております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の売価及び販売直接経費の金額や営業循環過程から外れた滞留又は処分見込み等の商品及び製品の対象が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の影響に関しては、当社では、各事業拠点において、厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、生産及び販売への影響は限定的でありました。

しかし、本感染症は、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難なことから、当社では、当社が把握している情報をもとに、翌事業年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、会計上の見積りを行っております。

【貸借対照表に関する注記】

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,719,290千円
(2) 保証債務	
銀行借入金に対する保証債務 PT. FUMAKILLA NOMOS	88,576千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,380,985千円
短期金銭債務	1,237,306千円
長期金銭債務	2,500千円
(4) 受取手形割引高	12,731千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引	
売上高	2,643,792千円
仕入高	3,672,785千円
営業費用	41,684千円
営業取引以外の取引高	726,185千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	7千株	0千株	0千株	8千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

自己株式の数の減少は、自己株式の処分によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因

賞与引当金	119,354千円
未払値引	123,311千円
製品評価損	100,035千円
売上割戻引当金	110,329千円
役員退職慰労引当金	149,387千円
投資有価証券評価損	59,255千円
関係会社株式評価損	53,709千円
返品調整引当金超過額	136,173千円
その他	76,704千円
小計	928,261千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	357,326千円
繰延税金資産合計	570,935千円

(2) 繰延税金負債の発生 の主な原因

前払年金費用	25,147千円
その他有価証券評価差額金	972,522千円
その他	1,499千円
繰延税金負債合計	999,169千円

繰延税金負債の純額 428,233千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員等の 兼任	関連当事者 との関係				
子会社	PT.FUMAKILLA INDONESIA	所直 有接 80.0%	3名	技術援助契約の締結	技術指導料の受取り	269,580	未収入金	209,580
関連会社	大株下産業社	所直 有接 0.22% (被所有) 直 接 3.42%	3名	同社製品の購入	原材料の給	332,169	未収入金	276,407
					原材料の仕入	1,941,277	買掛金	433,445
							電子記録債務	574,400

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

技術指導料の受取りにつきましては、技術援助契約を基礎として決定しております。

原材料の有償支給及び仕入につきましては、当社の原価より算出した価格により每期交渉の上、決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,001円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円39銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フマキラー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに

入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

フマキラー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 田 篤 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 江 友 樹 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フマキラー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である総合統括部及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的にまた必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。重要な国内外の子会社に対しては往査を行い、業務の執行状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

フマキラー株式会社 監査役会

監査役(常勤) 田 辺 由來夫 ㊟

監 査 役 嶋 田 洋 秀 ㊟

社外監査役 早稲田 幸 雄 ㊟

社外監査役 菊 池 欣 也 ㊟

以 上

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置づけ、安定的かつ継続的な利益還元を基本としながら、業績の動向及び将来の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり第72期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円（普通配当20円、特別配当4円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は395,567,136円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,000,000,000円
-------	----------------

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役1名選任の件

当社のコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、社外取締役を増員いたしたく、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
ふるやまさひろ 古屋 雅 弘 (1957年7月21日)	1980年4月 第一勧業銀行（現みずほ銀行）入行 2005年2月 みずほ銀行 広島支店長 2009年1月 日本土地建物株式会社 入社 2009年11月 同社 執行役員 2013年1月 同社 常務執行役員 2013年10月 同社 常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 専務執行役員 2015年11月 同社 常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2016年1月 同社 上席常務執行役員 兼 日本土地建物販売株式会社 代表取締役社長 2020年4月 同社 顧問 兼 日本土地建物販売株式会社 取締役会長 2021年4月 中央日本土地建物株式会社 顧問 兼 中央日土地ソリューションズ株式会社 顧問 シニアエグゼクティブアドバイザー 現在に至る	1,500株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古屋雅弘氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は他の企業の経営者として豊富な経験と見識を有しており、それらを活かして当社の経営及びガバナンス体制の強化に寄与していただくことを期待したためであります。		

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合に負担することとなる損害等が填補されることになります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等保険契約上で定められた免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。社外取締役候補者が取締役に選任され就任した場合には、役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。
- 役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新予定であります。

第3号議案 当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の更新の件

当社は、2006年5月22日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を決定し、直近では2018年6月28日開催の当社第69期定時株主総会の決議によりこれを改定し(以下、改定後の対応方針を「現プラン」といいます。)、現プランとして継続しておりますが、現プランの有効期限は2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

その後、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、本日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社等の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「本基本方針」といいます。))に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、2021年6月24日開催予定の当社第72期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)(以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。))として継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、更新後の本プランは、現プランに語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えておりますが、いずれも軽微なもので、基本的な内容に大きな変更はございません。

さらに、本プランの更新を決定した取締役会には、取締役全員、及び社外監査役2名を含む監査役全員が出席し、出席取締役の全員一致により承認されるとともに、いずれの出席監査役も、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランについて同意する旨の意見を述べております。

また、法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

1. 本基本方針の内容

当社は、「誠魂長才※」を社是とし、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社が長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

※「誠魂長才」＝何事に対しても誠心誠意、真心をもって事に当り、常に努力して才能を伸ばし、知識を広め、社会・国家に貢献します。

Ⅱ. 本基本方針の実現に資する特別な取組み

1 企業価値向上に向けた取組み

当社は1924年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社7社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、1963年には世界初の電気蚊取り「ベープ」、その後2000年には世界初の電池式蚊取り「どこでもベープ」、2008年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけベープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。

特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など、消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、当社グループの開発・生産・販売体制を整備し、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて事業の拡大と収益力の改善を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。

また、当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、以下の課題に取り組んでまいります。

（日本のフマキラーグループの課題）

当社グループは、殺虫剤、家庭用品、園芸用品をコア事業と位置づけ、人々の命・暮らし・環境を守る商品を提供しております。これまでに培ってきた技術とノウハウを結集した画期的で魅力的な新商品の開発、高品質で効率的な生産、販売力の強化、流通チャネルの拡大などによって、お客様が必要なときに十分な量をできるだけ早く手に取っていただけるように開発・生産・販売体制を整備し、事業の拡大に取り組んでまいります。

その一環として、現在、研究開発体制及び生産体制の強化を実現するために、当社広島工場内に新しい開発棟および生産設備であるブレーンズ・パークの建設・拡充を進めています。

また、ウイルス・細菌・アレルゲンなど暮らしの周りに潜む見えないリスクへの対策など消費者の生活環境に適応した製品の提案を推進し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

(海外のファマキラーグループの課題)

世界では害虫が媒介する感染症によって多くの命が奪われ健康が損なわれています。当社グループは持つ経営資源を投入し、一人でも多くの人々を感染症の被害から守っていきます。

海外では現在、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコの子会社で製造販売または販売を行っています。また、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の4ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

海外商品の研究開発は、日本以外にインドネシア、マレーシアの開発拠点で行っておりますが、インドネシアで建設を進めていた新研究開発棟が完成し、2021年6月より稼働を開始しています。この新しい施設を活用し、海外での研究開発をさらに強化していきます。

今後は、国内と海外子会社間の連携強化とグループ・シナジー効果を高めて海外事業の拡大と収益力の強化を図り、グローバルな競争力を持つ企業を目指してまいります。

(収益力と財務状況の改善)

当社グループの収益性を改善するために、国内外の開発、生産、営業の各部門において、商品アイテムの見直し、製造原価の低減、在庫の適正化、製品価値に基づいた適正価格での販売、広告宣伝費や販売推進費等のマーケティング費用を含めた販管費の効率的・効果的運用等の課題により一層取り組んでまいります。

(エステー株式会社との協業の推進)

当社はエステー株式会社と資本業務提携しております。営業・開発・生産・海外の各分野でそれぞれ課題を取り上げ、一定の成果を上げつつありますが、引き続き業務提携の取り組みを通じて、業容拡大並びに企業価値および株主共同利益の向上に努めてまいります。

2 コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営の重要課題の一つに位置づけ、以下の体制を敷いております。

当社は、取締役会を当社事業に精通した取締役で構成することにより、機動的・効率的に運営するとともに、意思決定の迅速化に取り組んでおります。具体的には、2021年5月21日現在、取締役会は16名の取締役から構成されており、取締役会は原則毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催しております。当社は、取締役会を経営に関する基本方針や重要案件、業績の進捗状況、法令への対応などについて討議・検討・決定するとともに、取締役会を取締役の職務執行状況を監督する機関として位置づけております。

また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は監査役4名（うち社外監査役2名）によって構成されております。各監査役は、取締役会や販売会議等の会議に適宜出席し、客観的立場から取締役の業務遂行を監視するとともに、業務の改善に向けて具体的な提言・助言を行っています。また、専任の内部監査部門及び会計監査人とも緊密に情報交換を行うことで監査の有効性・効率性を高め、経営の健全性の維持・強化に努めております。なお、2021年5月21日現在、社外取締役5名、社外監査役2名を独立役員として任命しております。

Ⅲ. 本プランの内容（本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、当社は、当社取締役、その関係会社その他当社取締役が関与する法人及び当社の提携先により議決権の約25.4%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含みます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

① 特定株主グループ^{注1}の議決権割合^{注2}を20%以上とすることを目的とする当社株式等^{注3}の買付行為

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

注1 特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。以下同じ。）を意味します。以下同じ。

注2 議決権割合とは、特定株主グループが注1①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが注1②の場合においては当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。以下同じ。

後者の場合における議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

注3 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」又は同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものを意味します。以下同じ。

（2）本プランの発動に係る手続

① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、意向表明書及び下記②に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

② 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記①の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記①の意向表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、原則として、当初情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業についての経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会運営規程」、本プランの継続時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記③）を行うものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

③ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間

(b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

④ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他の措置を含みます。以下同じとします。）等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとなります。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告するものとしします。

(b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合

- (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当なものであると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
- (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合
- 独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守しなければならず、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(2)⑥に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(2)⑥に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします（下記Ⅳ. 3参照）。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。）及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

Ⅳ. 本プランの合理性

1 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」原則1-5.（いわゆる買収防衛策）及び補充原則1-5①を踏まえた内容となっております。

2 当社の企業価値ないしは株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記Ⅲ. 1に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会にお諮りすることを併せて当社取締役会で決議しております。上記Ⅲ. 2（4）に記載のとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっております。

4 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、現プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、社外取締役、社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2 (2) に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6 デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2 (4) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プラン継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記Ⅲ. 2 (2) に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。なお、株主及び投資家の皆様に影響を及ぼすような大規模買付者の動向を当社が把握した場合、当社は速やかに情報開示を行います。

2 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅲ. 2 (2) ⑥に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変更により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

3 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大規模買付者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払いこむことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

独立委員会運営規程

第1条（設置）

1. 「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、本プランという。）の導入に際し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置する。
2. 独立委員会は、取締役会の決議により設置される。

第2条（構成）

1. 独立委員会の委員は、3名から5名とする。
2. 独立委員会は、以下各号に該当する者の中から、当社取締役会が選任した委員をもって構成されるものとする。
 - （1）社外取締役
 - （2）社外監査役
 - （3）当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、証券取引に精通する者、又は、企業経営経験者、企業経営専門家等とする。）
3. 当社は、独立委員会の委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する事項を含む契約を締結するものとする。
4. 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、独立委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。
5. 取締役会は、委員の中から1名を独立委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を独立委員会委員長の職務代行者に選任する。

第3条（任期）

委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。ただし、委員が前条第2項各号に該当しないこととなったとき、本プランが廃止されたとき、又は本プランが独立委員会を設置しない内容に変更されたときは、当該各時点をもって全ての委員の任期が終了するものとする。

（1）社外取締役又は社外監査役である委員

各々の取締役又は監査役としての任期と同じとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

（2）社外有識者である委員

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当該委員の選任時に、当社取締役会が別段の定めをしたときは、この限りではない。

第4条（決議要件等）

1. 独立委員会は、代表取締役又は独立委員会委員長が招集する。ただし、代表取締役及び独立委員会委員長に事故があるときは、各独立委員会委員がこれを招集することができる。
2. 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条（決議事項）

1. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議を行い、その決議内容を、理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - （1）大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - （2）大規模買付行為の提案の内容が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するか否かの決定並びに対抗措置の発動又は不発動
 - （3）対抗措置の中止
 - （4）前3号のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - （5）本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - （6）取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
2. 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
3. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は使用人その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が要求する事項に関する意見又は説明を求めることができる。

別紙2

独立委員会委員の氏名・略歴

今泉 嘉久 (いまいずみ よしひさ)

1966年9月 プラス株式会社入社
1972年7月 同社取締役就任
1975年7月 同社常務取締役就任
1981年8月 同社代表取締役副社長就任
1983年4月 同社代表取締役社長就任
2008年8月 同社代表取締役会長就任 (現任)
1991年3月 社団法人全日本文具協会副会長 (現任)
1995年6月 社団法人日本オフィス家具協会副会長 (現任)

西川 正洋 (にしかわ まさひろ)

1972年4月 西川ゴム工業株式会社入社
1979年6月 同社取締役就任
1985年3月 同社専務取締役就任
1986年10月 同社代表取締役社長就任
2017年6月 同社代表取締役会長就任 (現任)
1991年3月 中国ゴム工業協同組合理事長 (現任)
1991年4月 広島商工会議所2号議員 (現任)
2000年8月 広島商工会議所常議員 (現任)
2006年4月 広島県経営者協会会長 (現任)
2006年6月 株式会社ウツミ屋社外監査役 (現任)
2010年12月 広島タイ交流協会会長 (現任)
2014年9月 公益財団法人西川記念財団代表理事 (現任)
2016年3月 国有財産中国地方審議会会長

松山 遙 (まつやま はるか)

1995年4月 東京地方裁判所判事補任官
2000年7月 弁護士登録
日比谷パーク法律事務所入所
2002年1月 同所パートナー就任 (現任)

中間 信一（なかま しんいち）

1977年4月 公認会計士登録

1978年9月 中間公認会計士事務所開設

1988年6月 旧監査法人中央会計事務所代表社員

1998年～2001年 日本公認会計士協会 本部常務理事 中国会会長

1999年～2001年 広島市包括外部監査人

2005年2月 旧中央青山監査法人代表社員退任

2005年6月 株式会社京都銀行非常勤監査役就任

2015年6月 株式会社京都銀行非常勤監査役退任

同社非常勤取締役就任

2017年6月 株式会社京都銀行非常勤取締役退任

早稲田 幸雄（わせだ さちお）

1971年4月 プライス・ウォーターハウス会計事務所入所

1977年4月 旧監査法人中央会計事務所広島事務所入所
早稲田公認会計士事務所開設（現任）

1988年6月 同上法人代表社員

1999年6月 同上法人広島事務所所長

2006年12月 同上法人退任

2008年6月 当社社外監査役（現任）

（注）上記5氏と当社との間には、特別な利害関係はございません。

新株予約権無償割当ての概要

① 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が保有する当社株式の数を除く。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において当社が保有する当社株式を除く。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをする。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行う。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

⑥ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑦ 本新株予約権の行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ。）に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者（ただし、当社株式を取得し又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。）（以下「非適格者」と総称する。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑧ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

⑨ 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

⑩ 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

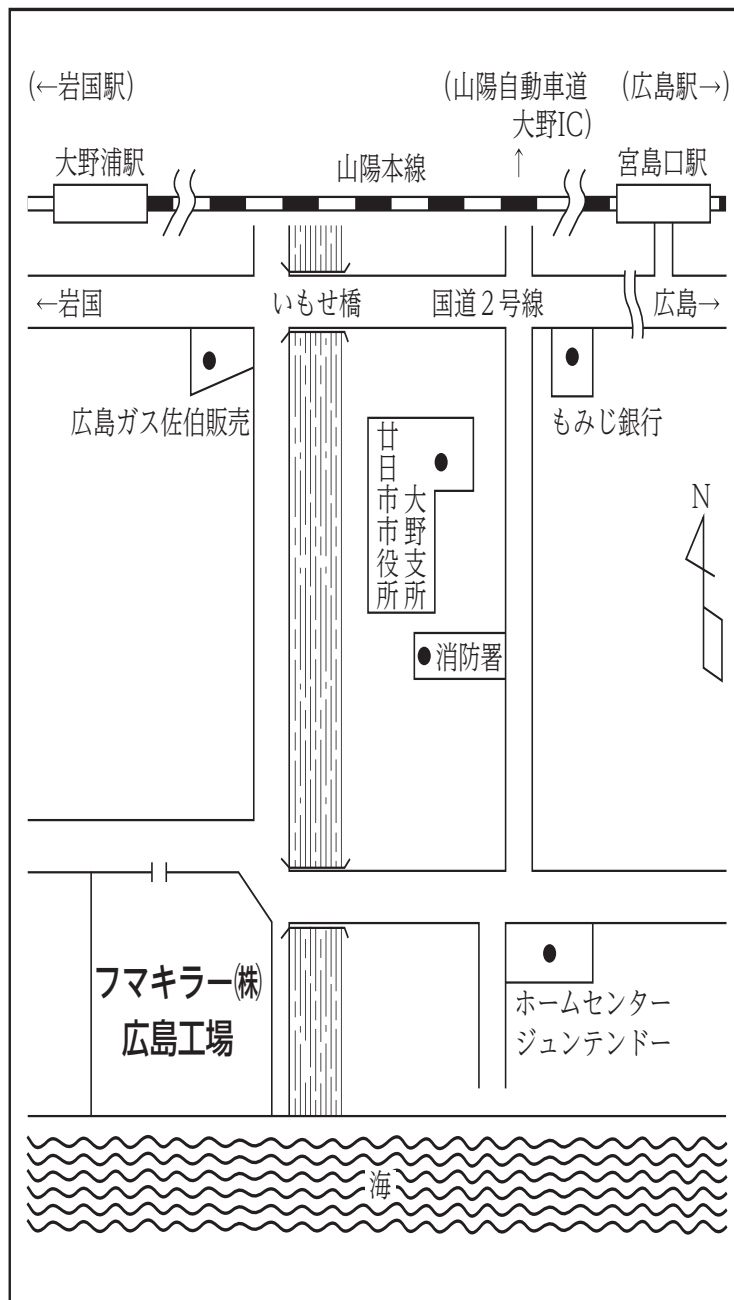
第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役18名（うち社外取締役6名）及び監査役4名（うち社外監査役2名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与として総額77百万円（取締役分69百万円（うち社外取締役分6百万円）、監査役分7百万円）を支給いたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図

広島県廿日市市梅原一丁目11番13号
フマキラー株式会社 広島工場会議室
電話(0829) 55-2111 (代)



○宮島口駅より車で15分。
大野浦駅より車で5分、徒歩で20分。

新型コロナウイルス感染症への対応について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日の出席はご遠慮いただき、
郵送での議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。